

愛川町印鑑条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続きを実施しなかった理由

愛川町印鑑条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続きの対象となる条例であります。今回の改正については「住民基本台帳法の一部改正」及び「外国人登録法の廃止」に伴い、外国人登録法を前提として規定している関係条項について改正するものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続きを実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。